契 約 変 更 理 由 書

神戸市

工　　事　　名	摩耶埠頭料金所他１箇所受変電設備他改修工事 （第２回設計変更）

契約変更後の工事概要

１．配線ﾙｰﾄ変更による配管配線の増減

２．仮設電源工事の追加

３．既製品ﾀﾞｸﾄを取り止め、現場合わせﾀﾞｸﾄに変更

４．ｼｽﾃﾑ配線用配管、ﾀﾞｸﾄの追加

５．伝送設備工事の昼間作業から夜間作業へ変更

６．摩耶埠頭料金所用本設ｷｭｰﾋﾞｸﾙおよびｼｽﾃﾑ分電盤の仕様変更

７．摩耶埠頭料金事務所休憩室にｲﾝﾀｰﾎﾝ子機およびそれに伴う配線を追加

８．お知らせｱﾝﾃﾅ設備工事の取り止め

９．その他

契約変更の理由

１．現場調整の結果、摩耶大橋料金事務所～第 2 摩耶大橋料金所東出口間および P64 立上配管のﾙｰﾄ変更等が必要になったため。

２．現場調査の結果、摩耶大橋料金所ｷｭｰﾋﾞｸﾙの仮設および本設切替時、停電のためその間、出入口の信号灯が消灯し危険のため、仮設電源を追加するもの。
また、その他切替時必要な仮設電源を追加する。

３．現場調査の結果、第 2 摩耶大橋料金所東出口、西入口、摩耶大橋料金所上下路ｱｲﾗﾝﾄﾞ寸法に合せて現場調査しﾀﾞｸﾄを設置する必要があったため。

４．ETC ｼｽﾃﾑ工事との現場調整により、ETC ｼｽﾃﾑ配線用の配管、ﾀﾞｸﾄが必要となったため。

５．施工調整の結果、ﾊｰﾊﾞｰﾊｲｳｪｲを道路占有して伝送用配管配線を施工する必要があり、安全および渋滞緩和のため、交通量の少ない夜間で行う事になったため。

６．施工調整の結果、本設ｷｭｰﾋﾞｸﾙのﾌﾞﾚｰｶが異常開放時に発報するように各ﾌﾞﾚｰｶをｱﾗｰﾑ付にしたため。また、ｼｽﾃﾑ分電盤のｴｱｺﾝ、ﾌﾞｰｽ回路とｼｽﾃﾑ回路を分けてなるべく各影響の少ないように考慮したため。

７．料金所料金収受業務管理体制の効率化により、休憩室にｲﾝﾀｰﾎﾝ子機が必要となったため。

８．事業計画の見直しにより、取り止めになったもの。

９．その他工期延期による諸経費の増等、必要な変更項目。

（公表様式第６号）